

# 令和6年度消費者庁調達改善計画

## 1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、消費者庁では、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）において示された取組等を行うとともに、「令和5年度消費者庁調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指すため、令和6年度消費者庁調達改善計画を策定する。

## 2. 調達の現状分析

消費者庁の令和4年度の調達状況は、表1から表4までようになっており、令和4年度の少額随意契約を除く契約件数は129件、契約金額は1,238百万円である。

そのうち競争性のある契約は107件、契約金額は1,035百万円であり、競争性のない随意契約は22件、契約金額は203百万円である。

競争契約案件は85件、614百万円（前年度88件、775百万円）となっており、件数で3件の減となり、金額では161百万円の減となっている。

少額随意契約を除く調達実績（129件、1,238百万円）の割合を主な経費別で見ると、情報システムは件数で20件（15%）、金額で86百万円（7%）、調査研究は32件（25%）、370百万円（30%）、会議等運営支援は15件（12%）、51百万円（4%）となっている。

また、競争契約案件のうち、一者応札によるものは31件（36%）、238百万円（前年度22件（25%）、326百万円）となっており、件数で9件の増、金額で88百万円の減となっている。

表1 令和4年度消費者庁における調達の契約種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	85	66%	614	50%
	企画競争による 随意契約	12	9%	369	30%
	公募による随意 契約	9	7%	42	3%
	不落・不調に よる随意契約	1	1%	10	1%
	小計	107	83%	1,035	84%
競争性のない随意契約		22	17%	203	16%
合計		129	100%	1,238	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 令和4年度消費者庁における調達の状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	31	238	54	376	85	614
割合	36%	39%	64%	61%	100%	100%
企画競争に よる随意契約	3	55	9	314	12	369
割合	25%	15%	75%	85%	100%	100%
公募による 随意契約	3	34	0	0	3	34
割合	100%	100%	0%	0%	100%	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)」

1.(2)②ホ(イ)及びヘ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注4) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3 令和4年度消費者庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	20	15%	86	7%
調査研究	32	25%	370	30%
会議等運営支援	15	12%	51	4%
その他	(6) 62	48%	(6) 731	59%
合計	(6) 129	100%	(6) 1,238	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システムについては、システム関係経費の機器賃貸借・保守・運用支援等に係る経費である。

(注4) 調査研究については、実態調査、動向調査等の各種調査、意識調査、情報分析等に係る経費である。

(注5) その他の上段括弧書は、公募のうち応募資格を満たしているものが複数ある場合に複数者と契約を締結するもので内数である。

表4 令和4年度消費者庁における競争契約における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	15	18%	64	10%
調査研究	26	31%	182	30%
会議等運営支援	14	16%	41	7%
その他	30	35%	327	53%
合計	85	100%	614	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システムについては、システム関係経費の機器賃貸借・保守・運用支援等に係る経費である。

(注4) 調査研究については、実態調査、動向調査等の各種調査、意識調査、情報分析等に係る経費である。

表5 令和4年度消費者庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
情報システム	6	19%	43	18%
調査研究	12	39%	87	36%
会議等運営支援	1	3%	2	1%
その他	12	39%	106	45%
合計	31	100%	238	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

### 3. 取組等

別紙1、2参照

### 4. 自己評価の実施方法

調達改善計画の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

### 5. 調達改善の推進体制等

#### (1) 推進体制

調達改善計画の策定・推進に当たっては、消費者庁行政事業レビュー推進チームに課長補佐（契約・用度・営繕担当）を加えた体制により取り組んでいる。

#### ○構成

統括責任者：政策立案統括審議官

メンバー：参事官、総務課管理室長、課長補佐（予算担当）、  
課長補佐（契約、用度・営繕担当）、会計専門官 等

#### (2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用するものとする。

### 6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、消費者庁ウェブサイトで公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改訂を行うものとする。また、消費者庁各課における主要な調達案件について、年間の業務スケジュールを作成し、その進捗を管理することにより、適正な執行を行う。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		<b>指針を踏まえて特に改善に取り組む事項</b> 一者応札改善のため、一者応札となった案件に 関しては、応札しなかった事業者へヒアリングを 実施する。	一者応札改善のためのアンケート調 査を引き続き実施する。ただし、回答 率が低いことから、アンケート調査に 加え一者応札となった案件の担当課 において、①なぜ応札しなかったの か、②主な要因は何か、③どのような 点に気を付けていれば応札したのか 等のヒアリングを実施する。ヒアリン グ事項は契約係で作成する。なお、 不落案件についてのヒアリングも引き 続き実施する。 具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサ イトから回答できるようなアンケート フォームを作成しており、引き続きそ のアンケート結果を検証 ・ヒアリングを仕様書等を受け取りに 来た事業者と入札説明会に出席した 事業者のうち応札しなかった者に対 して実施し、そのヒアリング結果を検証 ・引き続き一者応札ヒアリング結果・ 改善等回答シートを作成	一者応札となった案件には何らか の理由があり、その理由を探ること と、また、その理由を探る過程で 仕様書作成及び調達過程におい て、どの様な点に気を配れば複 数者が応札可能となるのか、担 当課に仕様書作成の要件の検討 を促し、左記の具体的な取組によ り、事業者等の事情等ではなく、 当庁で改善可能な理由が確認さ れた案件について、次年度の繼 続や類似の案件において必要な 対応を図っていくため。	A	H30	・仕様書入手、又は入札説 明会に出席した事業者が複 数あったにもかかわらず一者 応札となった案件に関して は、必ず担当課に対し契約係 が作成した一者応札ヒアリン グ結果・改善等回答シートを 基に、開札後1週間以内に直 接ヒアリングを実施させ、一者 応札となった理由を明らかに させる。そして、その内容を具 体的に契約係に報告させると ともに、当庁で改善可能な理 由が確認された案件について は、担当課室と協議の上、調 達手続や調達関係資料に反 映する。	R6
○		<b>随意契約の見直し</b>	定期購入物品、不定期の物品調達等 については、引き続きオープンカウ ンター方式での調達を実施する。	オープンカウンター方式を導入す ることにより、見積合わせに参加 する事業者が増え、競争性の確 保がなされると考えられるため。	A	H31	・随意契約においても、公募 により、競争性を確保するた め、その効果が期待できる一 定程度の分量の調達につい ては、オープンカウンター方式 を継続する。	R6
○		<b>調達改善に向けた審査・管理の充実</b>	一者応札改善への取組を行って いくため、事前審査として、仕様書にお ける調達内容、資格要件等について経 費削減回議時に会計担当において審 査を実施する。また、事後審査として 一者応札ヒアリング結果・改善等回 答シートを基に、担当課室において 次回調達時における改善策等を提案 させ、当該課室における次回調達の 際の競争性の確保に努める。さらに 提出を受けたシートを必要に応じて ポータルに掲載することで、事業者の 要望・参入障壁を各課室の担当職員 に共有し、新規案件においても一者 応札の抑制を目指す。 また外部有識者による入札等監視委 員会を行う際には、一者応札が継続 する案件は新たに一覧表に特記する ことで、委員の案件選定の際の参考 としている。 加えて仕様書における参入障壁とな る要件等の考え方についてはポータ ルサイトに会計担当が作成したマ ニュアル等を掲載し職員に周知する とともに、新規入庁職員には調達事 務等に関する研修の実施及びマニ ュアルの配布を行っている。  具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和 (特に資格等級については、契約担 当官等が特に必要があると認め るときは等級を追加) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調 査 ・競争参加者を確保するための十分 な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹 底 ・公告期間をより確保(市場価格調査 及び入札公告期間を合わせ最低価 格落札方式は3週間以上、総合評価 落札方式は4週間以上の公告期間を 確保) ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能 を利用した調達の実施 ・会計担当で作成した調達事務等の マニュアル等を活用した新規入庁職 員向け研修や既存職員への周知	一者応札となった案件には何らか の理由があり、その理由を探ること と、また、その理由を探る過程で 仕様書作成及び調達過程におい て、どの様な点に気を配れば複 数者が応札可能となるのか、担 当課に仕様書作成の要件の検討 を促し、左記の具体的な取組によ り、事業者等の事情等ではなく、 当庁で改善可能な理由が確認さ れた案件について、次年度の繼 続や類似の案件において必要な 対応を図っていくため。	A	H26	・情報システムについては、 PMO審査において、複数者 応札の障害となり得る事項の 見直しを行い、担当課におい ては複数者へ入札参加を呼び 掛ける。 ・調査研究については、仕様 書の見直し、参加資格の緩和 、履行期間の確保、業務説 明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については 、十分な準備期間の確保の 検討を実施する。 ・会計担当においては、分か りやすい仕様書作成や担当 課及び事業者にとって無理 のない調達スケジュールの検討 を行うとともに支払案件の検 討を行い、一者応札となる件 数の削減を図る。 ・入札等監視委員会につい ては、年2回開催することを継 続していく。	R6
○		<b>調達事務のデジタル化の推進</b>	調達事務の効率化、事業者の利便性 を図る観点等から電子調達システ ムの電子入札機能を利用した調達を推 進するために、紙入札を希望する 場合は理由書を提出させる等を入 札説明書等へ記載。また、ポスター 及びリーフレットを配布すること により、電子調達システムの利便性 等について事業者への周知を行う。		A	R4	電子調達システムの電子入 札機能を利用した調達の実施 は、調達事務の効率化、事 業者の利便性を図る観点等 から、令和6年度においても 100%を目標とし、電子契約 の件数の増加に努める。	-

## その他の取組

消費者庁

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p><b>調達の適正性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。</li> <li>・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。</li> <li>・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。</li> <li>・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。</li> </ul>	継続
<p><b>総合評価落札方式への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。</li> </ul>	継続
<p><b>汎用的な物品・役務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）については、共同調達を行う。</li> </ul>	継続
<p><b>人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知を行い、職員のスキルアップを図る。</li> </ul>	継続
<p><b>外部有識者による個別調達案件の点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。</li> </ul>	継続
<p><b>市場価格調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考に、適正な予定価格の設定を行う。</li> </ul>	継続